

第47回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和3年9月17日開催)

国の緊急事態宣言が茨城県を含む19都道府県に、まん延防止等重点措置が8県に、いずれも9月30日まで適用中です。

茨城県は9月16日、9月26日まで発令している県独自の非常事態宣言について、県内の感染状況や医療提供体制が改善しているとして、期限を1週間前倒しして、9月19日で解除することを決定しました。

一方、本市においては、直近1週間の陽性者数が30人と、依然高水準で推移していることから、市民の皆さまには引き続き、命を守るために最大限の感染防止の徹底についてご協力をお願いします。

本市では、感染状況及び茨城県の方針を受け、以下について9月26日(日)まで対応することとします。

本市の対応について

(1) 公共施設等の対応について

- 公共施設等は、屋内・屋外を問わず、原則閉鎖を継続する。

※但し、以下の施設については、別途対応する。

① 図書館

9月21日(火)より開館(貸出、返却業務のみ)

【平日】午前10時から午後6時まで

(9月21日のみ午後5時まで)

【休日】午前9時から午後5時まで

② 砂沼広域公園(テニスコート、多目的広場のみ)

9月20日(月)より利用可(市内在住者に限る)

※午前9時から午後9時まで

※テニスコートは人数制限あり

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。